# 入場車両の登録等に関する要領

# 1 趣 旨

この要領は、千葉市地方卸売市場業務条例(令和2年千葉市条例第15号。以下「業務条例」という。)第73条に規定する市場への出入等に対する指示の基準に関し、業務条例及び千葉市地方卸売市場業務条例施行規則(令和2年千葉市規則第55号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

#### 2 登録が必要な車両

登録が必要な車両は、次に掲げるものとする。

- (1) 市場内で事業を営む卸売業者、仲卸業者及び関連事業者等が使用する、通勤車両や配送のための営業車両等。
- (2) 売買参加者や買出人等が使用する、市場で商品を仕入れるための車両等。
- (3) 出荷者や運送業者等が使用する、市場内に商品の搬入、搬出のための車両等。
- (4) その他市長が必要と認めた車両。

### 3 登録の申請

前項の規定に該当する車両を保有する者は、入場車両許可証申請書(様式第1号) に自動車検査証(電子車検証)の写し及び自動車検査証記録事項の写しを添付して市 長に提出しなければならない。

当該申請の内容を変更しようとする場合も同様とする。

#### 4 入場車両許可証の交付

市長は前項の規定による申請を受けたときは、入場の必要性を審査し、申請者に入場車両許可証(様式第2号)を交付するものとする。

### 5 登録の更新

入場車両許可証の有効期間は、3年以内とする。

有効期間満了の日後も引き続き登録を受けようとするときは、入場車両許可証更新申請書(様式第3号)に自動車検査証(電子車検証)の写し及び自動車検査証記録事項の写しを添付して市長に提出しなければならない。

# 6 保管場所使用承諾証明書の申請

市場内を自動車保管場所として車両を保有しようとする者は、保管場所使用承諾証明書交付申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

ただし、申請可能車両は市場内で事業を営む卸売業者、仲卸業者及び関連事業者等が使用する営業車に限る。

## 7 証明の手数料

前項の規定による証明の手数料は、千葉市証明等手数料条例(昭和22年千葉市条例第15号)第2条第36号によるものとする。

## 8 保管場所使用承諾証明書の交付

市長は第6の項の規定による申請を受けたときは、適合性を審査し、保管場所使用 承諾証明書(様式第5号)及び有料駐車証(様式第6号)を交付するものとする。

#### 9 臨時入場車両許可証の交付

市場内に工事や見学その他臨時に、入場しようとする車両の運転者は、臨時入場車両許可証交付簿(様式第7号)に必要事項を記入し、臨時入場車両許可証(様式第8号)の交付を受け、退場時に返還するものとする。

### 10 入場車両許可証等の返還

次のいずれかに該当すると認めるときは、入場車両許可証等を直ちに返還させるものとする。

- (1) 有効期間が満了したとき。
- (2) 当該登録車両の使用を中止したとき。
- (3) 当該車両の使用状況又は運転が不適当であると市長が認めたとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に返還する必要があると認めたとき。

## 11 有料駐車証の代替

第8の項の規定により有料駐車証(様式第6号)の交付を受けた者が登録車両を変更した場合は、有料駐車証(入場車両許可証)代替申請書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

市長はこの申請を受けたときは、適合性を審査し、代替の有料駐車証(様式第6号)を交付するものとする。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年11月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な個所を修正して使用することができる。

附則

- この要領は、平成27年6月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成28年10月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成29年11月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成31年3月8日から施行する。 附 則
- この要領は、令和2年6月21日から施行する。 附 則
- この要領は、令和4年4月1日から施行する。 附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年1月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この要領の規定による改正後の入場車両の登録等に関する要領第2項、第3項、様式第1号、様式第3号及び様式第9号の規定の軽自動車に係る適用については、令和5年12月31日までの間は、なお従前の例による。
- 3 この要領の施行の日において現に交付されている紙による自動車検査証は、この要 領による改正後の要領の規定による自動車検査証(電子車検証)及び自動車検査証記 録事項とみなす。
- 4 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な個所を修正して使用することができる。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。